

議会報告会の検討における論点

<対象者>

- ① 住民自治協議会から選出された者を対象とするか、一般市民を対象とするか。折衷案として両方を対象とすることも考えられる。しかし、住民自治協議会から選出してもらうためには、住民自治連絡協議会理事会において了承される必要がある（直近の理事会は平成 29 年 5 月）。

<テーマ>

- ② ①において住民自治協議会を対象とした場合は地区ごとの課題というひとつのテーマとなる。一般市民を対象とした場合は特別委員会の調査事項となる。特別委員会の調査事項はすべての委員会を対象とするか。

<議会報告>

- ③ 簡易な議会報告か、テーマとなった特別委員会の調査経過等を報告か。
 ④ 簡易な議会報告とは具体的にどのような内容となるのか。
 ⑤ 報告を議長が行うか、特別委員会委員長が行うか。
 ⑥ 参加者全員に対して行うか、グループごとに行うか。

<開催方式>

- ⑦ 全体で議会報告を実施後にグループ分けするか。グループ分けした後に議会報告を行うか。
 ⑧ グループ分け後、意見交換を行うのか、意見聴取にするのか。
 ⑨ 下記のような方式を本格的に行うためには司会役の研修が必要。

[カフェ方式]…ワールドカフェ方式のことで、何人かで討論を行うもの。与えられたテーマについて各テーブルで議論し、次にテーブルホスト以外は他のテーブルへ移動し、そこのホストから前の議論の概要を聞いて議論を深め、これを何回か繰り返した後に、各テーブルホストがまとめの報告を全員にする。

[ワークショップ方式]…学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

[分科会方式]…大きな会議などで、その会議で取り上げられた事項に応じて、分野ごとに専門的に研究・討議を行う小会議。

[分散会方式]…全体会が行われた後に同じテーマについて少人数で話し合うために開かれる会議。テーマが同じなので、番号や記号で分散会を区別する。

[グループディスカッション]…与えられたテーマと制限時間のもと、他の参加者と自由に討論し、結論を導くもの。

<開催場所>

- ⑩ 市民交流スペースは美術館でイベントがある場合は使用できない。
 ⑪ 全体会を行うためには第 1・2 委員会室または講堂が必要。